

(別添4)

## ロシア向け輸出水産食品の検査手順

### 1. 全てのロシア向け輸出水産食品に関する検査 (証明書発行機関)

#### (1) サンプルング

申請品目ごとに1ロットとし、荷口の確認を行うとともに下記(2)の について、1ロットの梱包数(N)に応じて、以下に示す開梱数(n)を目安とする。

1ロットの梱包数(N)	開梱数(n)
N 150	3
150 < N 1200	5
N > 1200	8

1ロットの梱包数が3に満たない場合は開梱数(n)は1とする。

#### (2) 検査基準

##### 官能検査

項目	判定基準
外観	鱗とひれにほとんど損傷がなく、鱗が簡単に抜け落ちない状態である。 皮膚表面に寄生虫が付いていないこと(冷凍、加熱食品及び高度加工品は除く)。
におい	魚類特有のにおいであり、鮮度低下に伴うアンモニア臭等の異臭がない。
組織	筋肉が引き締まって弾力があり、内臓もはっきりと識別でき、鮮度が良好である。

##### 標章の貼付

ロシア向け輸出水産食品の梱包等が開封できないように標章が記載されたシールが梱包等に貼付されており、標章には次のことが記載されていること。ま

た、標章の記載には、英語を含めること。

ア．登録施設の登録番号、名称及び住所

イ．製造（加工）日

ウ．保管温度

エ．保存期間（消費期限又は賞味期限を記載すること）

オ．重量（ネットウェイトを記載すること）

## 2．ロシア向け養殖水産動物に関する検査（魚病検査機関）

### （1）特定疾病発生の確認

申請に係る登録施設において特定疾病の発生報告がないことを畜水産安全管理課に確認の上、検査を実施する。

### （2）サンプリング

輸出する養殖水産動植物申請に係る水産動植物が飼育されていた養殖漁場から30尾以上をサンプリングし、持ち込み検査を実施する。

### （3）検査基準

検査対象となるそれぞれの疾病ごとに、「特定疾病等対策ガイドライン（平成17年10月21日消安第7497号消費・安全局長通知）」の病性鑑定指針に掲げられた臨床検査及び診断法にて検査を行った結果、陰性であること。その際、1検体に使用できる尾数は、5尾を上限とする。